

第 20 回宮古市農業委員会
総 会 議 事 録

宮古市農業委員会

第20回宮古市農業委員会総会議事録

令和4年12月23日、第20回総会はシートピアなあと研修室に招集された。

1. 開会日時 令和4年12月23日(金)午後3時00分
2. 閉会日時 令和4年12月23日(金)午後3時35分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 8名)

2番 古舘 秀巳 委員	3番 竹野 牧子 委員	4番 山崎 安人 委員
5番 中野 正隆 委員	6番 福士 永輝 委員	7番 去石 徹 委員
8番 畠山 一伸 委員	10番 飛澤 教男 委員	

4. 欠席委員は次のとおりである。(欠席委員 1名)

9番 阿部 剛夫 委員

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 飛澤 寛一
次 長 中屋 和秀
主 査 小野寺 泉

6. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
- 議案第3号 農地法の適用外証明願いについて
- 議案第4号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて
- 議案第5号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の審議について

— 午後3時00分 開会 —

議長
(飛澤教男会長)

本日は、9番阿部委員から欠席の連絡がありました。
現在、委員9名中7名の出席です。〔6番福土委員 未到着〕
宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第20回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

次に、「宮古市農業委員会憲章10番」を朗読いたします。
憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章10番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議長

ありがとうございます。
それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。
お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員には8番畠山委員と2番古舘委員を、書記には事務局の小野寺主査を指名いたします。

(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。小野寺主査。

小野寺主査

議案書の1ページをお開き願います。

(議案書の報告第1号を朗読)

今月の受理件数は9件で、取得事由はすべて相続であり、農業委員会によるあっせんの希望が1件ございました。案件の3番目があっせんを希望している届出です。相続人からあっせん希望の土地について詳しい届出があり次第、あっせんリストに登載いたします。

なお案件の8番目と9番目は届出人が同じですが、8番目は■■■、9番目は■■■が所有していた農地となっております。

それでは、12月分届出合計を読み上げて報告いたします。

4ページをお開き願います。

(議案書を朗読して報告)

報告は以上です。

議長

報告が終わりました。
報告ではありますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。
なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。
どなたかございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長
(議案第 1 号)

ないようですので、次に日程第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

付議番号 1 番について事務局より説明願います。小野寺主査。

小野寺主査

議案書の 5 ページをご覧ください。

(議案第 1 号を朗読)

付議番号 1 番についてご説明いたします。申請地所在図は 1 ページ、資料はナンバー 1 をご用意願います。

(議案第 1 号付議番号 1 番を議案書の朗読により説明)

それでは 資料をもとにご説明いたします。資料のナンバー 1 をご覧ください。

去る 12 月 14 日に月当番の阿部委員、地区担当推進委員の佐々木委員、事務局から私の 3 名で現地を確認いたしました。

2 権利移転の理由でございますが、譲受人は (1) 規模拡大、譲渡人は①自作地有償所有権移転で、14 その他の、農地を相続したが、農業経営していないため、有効に活用されるよう譲渡するものでございます。裏面をご覧ください。3 の農地法第 3 条第 2 項および第 3 項の該当状況につきましては

(1) の移動する権利の種類は移転、(2) の移動する農地または採草放牧地の区分は農地で自作地、(3) の農地法第 3 条第 2 項該当の有無は第 1 号から第 7 号まで該当する項目はなく、許可要件をすべて満たしております。4、5 及び 7 番の項目につきましても該当はなく、以上のことから 6 調査者の意見につきましては、条件なく許可相当と認められるものでございます。

なお、月当番の阿部委員、地区担当推進委員の佐々木委員ともに異議がないとのことでした。

以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、これで付議番号 1 番の審議を終わります。

以上で議案第 1 号の審議を終了いたしました。

これより、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。

(議案第2号)

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。

[6番福士委員 入室]

中屋次長

議案書の6ページをお開き願います。

(議案書の議案第2号を朗読)

付議番号1番についてご説明いたします。

(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー2をご覧ください。

令和4年12月14日に月当番の阿部委員、地区担当推進委員の伊東委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(5)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(6)から(8)までは該当ございません。2 他法令関連事項欄でございます。(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域内で用途地域の指定はございません。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、月当番の阿部委員は本日欠席でございますが、異議がないということでした。また、地区担当推進委員の伊東委員も異議がないということでした。

説明は以上でございます。

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

付議番号2番についてご説明いたします。

(議案第2号付議番号2番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー2の2をご覧ください。

12月14日に月当番の阿部委員、地区担当推進委員の伊東委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農用地でございます。(2)から(4)まで及び(7)は転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(6)及び(8)は該当ございません。2 他法令関連事

項欄でございますが(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域内でございます。(4)は該当ございません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、月当番の阿部委員は、本日欠席でございますが、異議がないということでした。また、地区担当推進委員の伊東委員も異議がないということでした。

説明は以上でございます。

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。

次に、付議番号3番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の7ページをご覧ください。

付議番号3番についてご説明いたします。

(議案第2号付議番号3番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー2の3をご覧ください。

12月14日に月当番の阿部委員、地区担当推進委員の伊東委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農用地区域内の農地でございます。(2)から(4)まで及び(7)は転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(6)及び(8)は該当ございません。2 他法令関連事項欄でございます。(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域内でございます。(4)は該当ございません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、月当番の阿部委員は、本日欠席でございますが、異議がないということでした。また、地区担当推進委員の伊東委員も異議がないということでした。

説明は以上でございます。

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

福士委員。

6番福士委員

6番福士です。工事の作業スペースとなっておりますが、これは、周りにこの作業スペース以外のところに物が建ったり何かするんですか。周りも農地みたいですがけれども。何の工事なのか教えてください。

議 長	中屋次長。
中屋次長	送電線の鉄塔の改造工事でございます。
議 長	そのほかございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	それでは、そのほかないようですので、付議番号 3 番の審議を終わります。 以上で、議案第 2 号の審議が終了いたしました。 これより、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。 お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議 長	全員賛成でございます。よって、議案第 2 号は原案のとおり許可相当として、県知事へ意見を送付いたします。
(議案第 3 号)	次に、議案第 3 号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。 付議番号 1 番について、事務局より説明願います。中屋次長。
中屋次長	議案書の 8 ページをお開き願います。 (議案書の議案第 3 号を朗読) 付議番号 1 番についてご説明いたします。 (議案第 3 号付議番号 1 番を議案書の朗読により説明) 資料のナンバー 3 をご覧願います。 12 月 14 日に月当番の阿部委員、地区担当推進委員の澤口委員、事務局から私の 3 人で現地を確認しております。 調査書の 1 適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20 年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項、農業振興地域整備計画との関連は、振興地域外で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号 1 番の申請内容は相当と認められるものでございます。 なお、月当番の阿部委員は、本日欠席でございますが、異議がないということございました。また、地区担当推進委員の澤口委員も異議がないということございました。 説明は以上でございます。

議 長	説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。 去石委員。
7 番去石委員	7 番去石です。ここに農地があるのを知らなかったもので確認なんですけども、門馬第 21 地割って間違いないですよ。
議 長	中屋次長。
中屋次長	失礼しました。2 地割です。
議 長	そのほかございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	それでは、そのほかないようですので、付議番号 1 番の審議を終わります。 次に、付議番号 2 番について、事務局より説明願います。中屋次長。
中屋次長	付議番号 2 番についてご説明いたします。 (議案第 3 号付議番号 2 番を議案書の朗読により説明) 資料のナンバー 3 の 2 をご覧願います。 12 月 14 日に月当番の阿部委員、地区担当推進委員の伊東委員、事務局から私の 3 人で現地を確認しております。 1 適用外証明の範囲は、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20 年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号 2 番の申請内容は相当と認められるものでございます。 なお、月当番の阿部委員は、本日欠席でございますが、異議がないということでした。また、地区担当推進委員の伊東委員も異議がないということでした。 説明は以上でございます。
議 長	説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑がないようですので、付議番号 2 番の審議を終わります。 以上で議案第 3 号の審議を終了いたしました。 これより、議案第 3 号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

ます。

(全員挙手)

議長 全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。
(議案第4号) 次に、議案第4号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。
事務局より説明願います。小野寺主査。

小野寺主査 議案書の9ページをご覧ください。
(議案第4号を議案書の朗読により説明)

議長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、議案第4号の審議を終了いたします。
これより、議案第4号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。
(議案第5号) 次に、議案第5号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の審議について」を議題といたします。
事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長 議案書の10ページをご覧ください。
(議案第5号を議案書の朗読により説明)
農地利用状況調査によって、農地に復元することが困難と認められた土地でございます。議決をいただいた後に所有者へ非農地である旨の通知を送付いたします。
今回は1件でございますので、合計の朗読は省略させていただきます。
説明は以上でございます。

議長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、議案第5号の審議を終了します。
これより、議案第5号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の審議について」を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。
これをもちまして、第20回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。
ありがとうございました。

— 午後3時35分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長 飛澤 教男

署名委員 畠山 一伸

署名委員 古舘 秀巳